

建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月20日

京都市長 松井孝治

1 指定事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の申請者
第6074号	令和6.12.17	メートル 6.980 ～7.410	メートル 26.170	京都市西京区樅原六反田20番2の一部及び34番2並びに同区樅原八反田16番2の一部、18番2、30番2、34番1の一部及び35番の一部	内藤 信代

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)